

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成30年2月15日付けで提起した処分庁による平成30年1月22日付け保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成■年■月■日、処分庁は、請求人世帯に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成29年12月5日、請求人から処分庁へ年金振込通知書が提出され、請求人に対し、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢基礎年金及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく老齢厚生年金（以下「老齢基礎年金等」という。）が同年10月に計■円支給され、同年12月に計■円、平成30年2月に計■円支給されることが判明した（以下「本件年金」という。）。
- 3 平成30年1月22日、処分庁は、請求人に対し、本件年金につき、平成29年10月に■円、同年11月に■円、同年12月に■円、平成30年1月に■円、同年2月に■円を各月の収入として認定し、当該平成29年10月から平成30年1月分までの過支給の保護費を平成30年2月から平成32年6月まで毎月■円ずつ（ただし、平成30年2月は■円）分割収入充当する保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで保護変更通知書（■第1号49266）を交付した。
- 4 平成30年2月15日、請求人は、宮崎県知事に対し、本件処分を不服として審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、これまで保護費が毎月XXXX円程度であったが、平成30年2月に支給された保護費が老齢基礎年金等の収入認定により減額されていることに納得できず、従前程度の保護費が支給されないと生活ができないため、本件処分の取消しを求めるものと解される。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、生活保護制度に係る法令等の規定によって、年金は、その実際の受給額を収入として認定することとされており、また、6箇月以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされていることから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである、というものである。

理由

1 生活保護制度に係る法令等の規定について

生活保護制度は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており（法第1条）、知事及び市長等は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている（法第19条第1項）。

また、その実施に当たっては、法に定めるもののほか、以下の国の担当機関が発出した通知等に従い、運用しているものである。

- ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）
- ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）
- ・生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）

（1）保護の補足性について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」旨規定しており、また、法第8条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。これらは、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力等を活用してもなお最低限度

の生活の維持ができない場合に、その不足分を補うという生活保護制度の基本的な原理原則の一つである保護の補足性の原理について定めたものであり、法による保護を受けるためには、利用し得る資産、能力等を活用することが要件となっていることから、現実に得た金銭（現物を含む。）については、最低限度の生活の維持に充てることが原則である。

（2）就労に伴う収入以外の収入について

収入の認定指針については、次官通知第8-3に規定されており、同（2）において、就労に伴う収入以外の収入の種類を、「ア 恩給、年金等の収入」、「イ 仕送り、贈与等による収入」、「ウ 財産収入」及び「エ その他の収入」に区分している。

老齢基礎年金等については、局長通知第8-1-（4）-アが「恩給、年金等の収入」に当たるものとして「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付」と示しているとおり、「ア 恩給、年金等の収入」に係る認定指針が適用されるものであり、また、その認定の範囲については、次官通知第8-3-（2）において「（ア） 恩給、年金、（中略）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、（3）の才、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。」及び「（イ） （ア）の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と規定されている。

なお、収入認定しない（3）の才、ケ又はコとは、それぞれ、次官通知第8-3-（3）の「災害等によって損害を受けたことにより臨時に受けた補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」（才）、「心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るために、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）」（ケ）、「独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金」（コ）を指すことから、老齢基礎年金等はこれらのいずれにも該当せず、原則どおり、実際の受給額を認定することとなる。

また、恩給、年金等の収入に係る収入認定の取扱いについては、局長通知第8-1-（4）-アに、「6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」と規定されている。

（3）事後に収入が判明した場合の取扱いについて

局長通知第10-2-（8）において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、一部の場合を除き、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされているが、この取扱いは、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものである。

そして、この取扱いが認められるのは、問答集13-2において、収入の確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限られ、それ以前の返納額については、法

第63条の規定により費用の返還を求めるべきとされており、その理由は、行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないためとされている。

また、収入充当額の計上については、問答集13-3において、必ず次回支給月1回でなければならないわけではなく、その世帯の事情に応じて、1回又は数回に分割して計上すべきとされているが、問答集8-33においては、一時に認定しても保護の停止とはならない程度の少額な臨時収入の分割認定について、6か月を上限として分割認定を考慮しても差し支えないとされている。

2 本件処分について

(1) 本件処分は、請求人から年金振込通知書が提出されたことを受けて、処分庁が、本件老齢基礎年金等は次官通知第8-3-(2)-アの収入に当たるものとして収入認定し、法第25条第2項の規定により行ったものである。

また、本件年金等は、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第84号)の施行により平成29年8月から保険料納付済等期間が短縮されたことに伴い、請求人が、平成29年8月に受給権を取得し、同年10月から受給が発生したものである。

老齢基礎年金等は、国民年金法及び厚生年金保険法の規定により、国民年金及び厚生年金の被保険者であって、受給に必要な資格期間を満たした者が65歳に達したときに支給が開始されるものであり、その目的として、国民年金法は「日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与すること」とし、また、厚生年金保険法は「労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」としている。すなわち、老齢等に伴い勤労等により生活に十分な収入が得られないことによる不安の解消を目的の一つとして給付されるものであり、生活の維持のために活用されることが元来から予定されているものといえる。

請求人は、老齢基礎年金等が収入認定されることについて納得していないことを理由に本件処分の取消しを主張しているが、上記のとおり、老齢基礎年金等は、もとより生活の維持のために活用されることが予定されているものであり、また、次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)においても、年金についてはその実際の受給額を認定することとされていることから、請求人の主張を採用することはできない。

また、各種年金について収入認定する場合、その実際の額から、当該収入を得るために必要な経費を控除した額を収入として認定することから、当該収入を得るために必要な経費を認定することが必要である。このことについて、処分庁は、回答書(平成30年6月5日付け[]第90号1。以下「回答書」という。)において、年金手続のための費用としては年金事務所までの交通費及び住民票取得費用があるが、交通費については請求人宅が年金事務所から徒歩圏内にあること、また、住民票取得費用に

ついても被保護者には無料で交付されることから、必要経費は発生しないとしている。

よって、本件年金は収入として認定されるべきものであり、また、本件年金の受給額を全額返還額と決定したことについても問題があるとはいえない。

(2)しかし、処分庁は、平成29年12月5日に、請求人から年金振込通知書の提出を受け、請求人が本件年金を受給したことを確認していたにも関わらず、翌月の平成30年1月分の保護費算定においてはこのことを考慮せず、確認から1か月以上経過した平成30年1月22日に本件処分を行っている。

法第25条第2項は、「保護の実施機関は、（中略）保護の変更を必要とするときには、すみやかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と規定しており、また、保護の基本となる生活扶助費は、月を単位として前渡されるものであることから、保護の実施機関は、通常、翌月1か月分についてどの程度の扶助を要するかを判断する必要がある。

これに関し、処分庁は、回答書において、処分までに時間を要した理由として、処分にあたり請求人の生活が困窮することを回避するため日々の収入充当額を請求人と話し合う必要があったとしているが、上記のとおり、処分庁は、収入確認後速やかに翌月の保護費の変更決定を行うべきであり、処分が遅れたことは適法な事務処理とはいえない難い。

(3)また、収入認定の取扱いについては、上記1(3)のとおり、遡及変更の限度は3か月とされ、それ以前については法第63条により処理すべきとされているところ、本件についてみると、平成29年12月に本件年金の受給を確認し、翌月の平成30年1月に本件処分を行い、平成29年10月から処分月までの4か月分を遡及変更している。

遡及変更の限度を確認月からその前々月までの3か月とする取扱いは、行政処分の相手方にとって処分がいつまでも不確定であることは妥当でないと考えに基づくものであり、上記(2)のとおり、保護の実施機関が、収入確認後、速やかに、翌月の保護費算定において変更処分を行うことが前提となっていることから、本件処分のように確認月に処分を行っていないときは、遡及期間の起点は処分月として考えるべきである。よって、処分月からその前々月である平成29年11月以降の返還額は遡及変更とし、同年10月の返還額は法第63条により処理すべきであり、4か月分を遡及変更としたことは不適法である。

(4)さらに、処分庁は、4か月分の返還額を、平成30年2月から29か月間の分割収入充当としているが、上記1(3)のとおり、分割の回数は世帯の事情に応じて6か月を上限とすべきとされており、本件処分において、29か月もの長期間に及ぶ分割としたことは、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨に沿ったものとはいえない難く、この点においても不適法といえる。

(5)よって、処分庁が行った本件年金の収入認定及び本件年金全額を返還額と決定したこと自体は妥当であるが、本件処分の時期、収入認定の取扱い及び収入充当の運用について国が発する通知等に適合しない違法があり、これは瑕疵ある行政行為であるから、本件処分を取り消す理由がある。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年10月30日

審査庁 宮崎県知事 河野俊嗣



C

C